

保税展示場の許可について

関税法第62条の7において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年5月13日

大阪税関長 清水雄策

記

1 被許可者の住所及び名称

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎37階
大阪文化芸術事業実行委員会

2 保税展示場の名称及び所在地

OSAKA INTERNATIONAL ART 2025
大阪府大阪市中央区大阪城3番1号
大阪城ホール

3 保税展示場の構造、棟数及び延べ面積

鉄筋コンクリート造
1棟 3,286 平方メートル

4 蔵置貨物の種類

「OSAKA INTERNATIONAL ART 2025」において使用される美術作品

5 許可の期間

自 令和7年5月28日
至 令和7年6月2日